平成２９年（フ）第２１号
栃木県那須塩原市大原間234番地１、前住所
愛知県名古屋市千種区今池３丁目13番５号
第27プロスパー今池402号
債務者　尾田　拓弥
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月７日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第１０５３号
神奈川県藤沢市高倉2123番地　ヒヨシコーポ105号（住民票上の住所）
債務者　村田　和子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０６６号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台14番２－408号
債務者　安田　一美
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２６１号
神奈川県大和市西鶴間３丁目５番18―304号
債務者　長山　淳一
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８７１号
横浜市南区永田台10番14号　りぶいん永田台203
債務者　杉原　健司
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９１８号
横浜市中区扇町１丁目１番地16　1502号室
債務者　志村　純一
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９７８号
神奈川県藤沢市円行２丁目21番地の10ヒルサイド湘南Ｂ15
債務者　足立　正行（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２７０号
横浜市港北区新吉田東５丁目42番３号　202
債務者　栗原由香里
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３７９号
東京都武蔵村山市残堀１丁目73番地の１プリマベーラ壱番館105号
債務者　坂内　典子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月20日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８８９号
横浜市南区万世町１丁目12番地
債務者　長野　美鈴
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８９０号
横浜市南区万世町１丁目12番地
債務者　長野さとみ
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第６５８５号
東京都杉並区成田東４丁目29番７号
破産者　株式会社稲佳住建
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５８６号
東京都杉並区下井草４丁目12－９　メゾンヴェルトⅡ　102
破産者　稲田　佳文
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１０４号
東京都江戸川区北小岩４丁目25－４
破産者　安齋　眞一
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１０５号
東京都江戸川区北小岩４丁目25－４
破産者　安齋　元美
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６５４号
東京都大田区南蒲田１丁目１番20―601号
破産者　株式会社コスモメイト
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７９７号
東京都板橋区前野町３丁目23番５号
破産者　株式会社ふじみ
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部